

議案第 3 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第250号を第262号とし、第230号から第249号までを12号ずつ繰り下げ、同条第229号ア中「第227号ア(ア)及び(イ)」を「第239号ア(ア)及び(イ)」に改め、同号イ中「第170号」を「第182号」に改め、同号を同条第241号とし、同条第228号中「第230号」を「第242号」に改め、同号ア中「第226号ア(ア)から(ケ)まで」を「第238号ア(ア)から(ケ)まで」に改め、同号イ中「第226号イ(ア)から(ケ)まで」を「第238号イ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号を同条第240号とし、同条第227号ア(ア)中「第170号」を「第182号」に、「第175号」を「第187号」に改め、同号イ中「第170号」を「第182号」に、「第175号」を「第187号」に、「第229号イ」を「第241号イ」に改め、同号を同条第239号とし、同条第226号ア中「第228号ア」を「第240号ア」に改め、同号を同条第238号とし、同条中第225号を第237号とし、第178号から第224号までを12号ずつ繰り下げ、同条第177号中「第170号」を「第182

号」に、「第171号」を「第183号」に、「第175号」を「第187号」に改め、同号を同条第189号とし、同条中第176号を第188号とし、第119号から第175号までを12号ずつ繰り下げ、同条第118号中「第83号から第116号まで」を「第95号から第128号まで」に改め、同号を同条第130号とし、同条第117号中「第83号」を「第95号」に改め、同号を同条第129号とし、同条中第116号を第128号とし、第80号から第115号までを12号ずつ繰り下げ、第79号を第83号とし、同号の次に次の8号を加える。

- (84) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定に基づく建築物清掃業者（同項第1号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録

1件につき 35,000円

- (85) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気環境測定業者（同項第2号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録

1件につき 35,000円

- (86) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第3号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録

1件につき 35,000円

- (87) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水水質検査業者（同項第4号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録

1件につき 35,000円

- (88) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者（同項第5号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録

1件につき 35,000円

- (89) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規

定に基づく建築物排水管清掃業者（同項第6号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録 1件につき 35,000円

(90) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業者（同項第7号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録 1件につき 35,000円

(91) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物環境衛生総合管理業者（同項第8号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録 1件につき 45,000円

第2条中第78号を第82号とし、第66号から第77号までを4号ずつ繰り下げ、同条第65号中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項、第15条の3の3第1項」に、「、変更の許可証若しくは」を「若しくは変更の許可証、熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定証、産業廃棄物処理施設の」に改め、同号を同条第69号とし、同条中第64号を第68号とし、第63号を第67号とし、同条第62号中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同号を同条第64号とし、同号の次に次の2号を加える。

(65) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査 1件につき 33,000円

(66) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査 1件につき 20,000円

第2条中第61号を第63号とし、第47号から第60号までを2号ずつ繰り下げ、同条第46号中「第9条第1項」の次に「、第9条の2の4第1項」を加え、「、変更の許可証若しくは」を「若しくは変更の許可証、熱回収の機

能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定証、一般廃棄物処理施設の」に改め、同号を同条第48号とし、同条中第45号を第47号とし、第44号を第46号とし、第43号の次に次の2号を加える。

(44) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査 1件につき 33,000円

(45) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査 1件につき 20,000円

第5条中「第2条第248号」を「第2条第260号」に改める。

第8条ただし書中「第2条第171号、第227号ア、第229号ア及び第232号」を「第2条第183号、第239号ア、第241号ア及び第244号」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定等の申請に係る手数料を新設すること等のため、及び神奈川県の特例に関する条例の一部改正に伴い、建築物清掃業者の登録等に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。